

○14番（大崎 潤子君） 日本共産党の大崎潤子でございます。

今3月定例議会におきまして、1点目は介護保険について、2点目、医療保険について、3点目、子育て世代応援について、4点目、障がい者支援について、この4点を質問いたします。どうぞ明快な答弁、よろしくお願いをいたします。

1点目は介護保険でございます。介護保険の改悪で、要支援1・2の方の予防給付を新しい総合事業へ移行、この4月から実施いたします。1月25日に長寿福祉課から新総合事業についての説明を受けたところです。緩和した基準によるサービスの利用料は300円となっておりますが、その経緯はどのようでしたか、お尋ねをいたします。

次に新総合事業は市町村が行う事業ですが、財源は介護保険財源を使用しますが、国は上限額を定めています。その自治体の75歳以上の後期高齢者数の伸び率しか増加率を認めないという決め方です。上限額を超えてしまったらサービス利用を減らされる心配もあります。この上限額に対する考えはどのようでしょうか。また、公費による保険料は1段階のみ軽減されておりますので、答弁は結構です。

生活支援コーディネータの役割はボランティア等の生活支援の担い手の育成、発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行うことや施策を作り出すために行政とのパイプ役となるべきと考えるものですが、どうでしょうか。

第6期介護保険事業計画も今年3年目です。来年度は第7期の事業計画となります。計画を練り上げるための行程などについて、福祉部長の答弁を求めたいと思います。

○議長（鷺田 昭男君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） 大崎議員の介護保険について、お答え申し上げます。

初めに本町における新しい総合事業について、ご説明申し上げます。

平成29年4月から開始する介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業は65歳以上の全ての方を対象に、介護保険制度の地域支援事業として実施するものでございます。また、これまでの要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスのうち、通所介護と訪問介護がこの事業に移行いたします。移行後は通所型サービスとして、現行相当の通所介護に加え、総合型通所介護サービスのいきいき教室、短期集中通所型サービスでの半日型のミニデイサービスを実施いたします。また、訪問型サービスとして現行相当の訪問介護に加え、専門職が短期間に集中的にサービスを提供する短期集中訪問型サービスを実施してまいります。

1点目の新総合事業の利用料及び事業所との話し合いについて、お答え申し上げます。利用料につきましては現行相当の通所介護・訪問介護を利用の方には、これまで同様サービス料の1割または2割を負担いただくほか、総合型通所介護サービス・短期集中訪問型サービス及び短期集中通所型サービスを利用の方につきましては、1回当たり300円をご負担いただくこととしております。これは介護サービスと同様、利用者の方にも応分の負担をいただくもので、現行相当のサービス費とのバランス、近隣市町の状況等を勘案し、設定したものでございます。また、利用料等の見直しについては、3年ごとの介護保険事業計画策定時に検討してまいります。

住民への周知につきましては、町ホームページ、広報とういんによる周知のほか、3月29日に介護予防講演会に合わせ、介護保険新総合事業説明会を開催し、周知啓発を図ってまいります。介護事業主との話し合いにつきましては、昨年7月、8月に事業所との意見交換を行い、事業所から新たな事業の提案をいただき、聞き取りを重ね、運営方法、利用料等を決定いたしました。

2点目の上限額につきましては、新しい総合事業が介護保険制度の地域支援事業に位置づけられていることから、その地域支援事業費の上限額として、前年度の実績を基に後期高齢者の伸び率を勘案し、定められることとなります。平成29年度予算では上限額の範囲内で予算を計上しております。平成30年度以降につきましては、平成29年度策定する第7期介護保険事業計画の中で検討してまいります。

3点目の生活支援コーディネータの資格要件につきましては、地域における助け合いの生活支援・介護予防サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる指定する研修を受け、受講した者となります。

本町においては平成28年4月から社会福祉協議会に生活支援コーディネータを配置しております。生活支援コーディネータの役割といたしましては、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、資源開発や関係者のネットワークの構築を図るものでございます。

具体的な取り組みといたしましては、生活支援体制整備を検討する協議体である地域包括ケア推進会議と行政とが連携を密にし、次の取り組みを推進します。

地域のニーズと資源の状況の見える化と問題提起、目指す地域の姿、方針の共有、意識の統一、生活支援担い手の養成やサービスの開発などに取り組み、町内の生活支援体制整備、地域支え合いの構築を推進してまいります。

5点目の次期事業計画につきましては、平成29年度において、平成30年度から平成32年度までの3年間を期間とする高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画を策定してまいります。第7期につきましては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた中長期的なサービスの給付、保険料水準の推計、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括ケア計画の位置づけなど、第6期計画に引き続き、第8期、第9期を見据えて段階的に取り組みを進めてまいります。本年4月から計画設定に当たり、住民、医療、福祉、それぞれの代表者で構成される高齢者施策検討委員会を立ち上げ、住民アンケートを実施するとともに、第6期計画の評価、事業分析を行い、第7期の計画策定を進めてまいります。

本計画について、2025年に向け重要な位置づけになることから、住民の皆様のご意見をより反映することができるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 答弁をいただきました。

その中で通所型サービスのところで基準緩和A型の事業所が1事業所、いただいた資料にあ

りますけれど、この事業所は現在通所型事業所としてやってらっしゃって、その上に新たに緩和したサービスをやられるのかどうなのか。もし同じ事業所の方がやられるとなりますと、体制とか報酬単価とか賃金ですね、そういうのはどういう話し合いをなされたのでしょうか。

○議長（鷺田 昭男君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

通所型A型の事業所につきましては、現在までは社会福祉協議会の方でやっていただいたものを今回位置づけさせていただきまして、事業を運営するものでございます。現行相当の基準を緩和したサービスということで、その辺も見直した上で引き続き社会福祉協議会とふれあいセンターの方で、限定して週2回までの形で運営していただくということでございます。

また、賃金につきましては、やはり現行相当より上回るということがないようにすることから、必要な人件費等を勘案した上で、1回当たり300円という計画でございます。

今後様々なご意見を伺いながら、見直す点につきましては、また次期介護保険計画にも盛り込んでいきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 今回は社協のみで、この基準緩和型のAを行うということですね。第7期の中にはまた拡大というか、そういう可能性もあるという形で理解をすればいいのかなというふうに思いますが、この基準緩和型Aをやることによつての、先ほど答弁がちょっとなかったように思うんですけど、人員の体制、そういうことについては支障が起きませんか。それと併せて人数はどのぐらい予定なさっておりますでしょうか。

○議長（鷺田 昭男君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

申しわけございません。人員体制につきましては、現行の社協の方で行っている体制を基に計画してございまして、体制自体、新たに職員を雇うとか、そういうことは考えてないように思っております。また、人員ですけれども、現時点で何人ほど受けるかというのは手元に持っていないので、後刻報告させていただきたいと思っております。

すみません、人数でございますが、10人程度を予定してございます。

以上でございます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） わかりました。10人程度を予定しているということですね。

続きまして上限設定ですけれど、高齢者の伸び率で計算をしていくわけですが、東員町としての伸び率はどの程度考えていらっしゃるのか。もし不足額が生じた場合には、要するに利用者に負担を転嫁するのではなくて、きちっとその分については町で補填をすべきだというふうに思いますが、その点と、補填については行政がもちろん補填をしていただきたいんですけど、国にきちっと上限額をなくすようにとか、上限以上にかかった分については、国の責任において補填をしてほしいということをきちっと要求していただきたいというふうに思いますが、その2点についてお願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） 後期高齢者の伸び率を勘案ということですが、本町につきましては1.05倍ということで伸び率を勘案してございます。

また平成29年度予算につきましては、上限額で計画してございます。これにつきましては今後平成30年、平成31年と伸びる可能性もございますが、現時点の範囲におきましては限度額、上限額で何とか賄えるというふうに思っております。また、国の責任において今後超えることになった場合、本町としても要望していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） ぜひ国にきちっと声を届けていただきたいというふうに思います。

生活支援コーディネータは今1名の方で、いろんな形で担い手育成や地域の方に入ってきて活動していただいておりますので、その輪がもっともっと広がることを望んでいるわけですが、先ほど片松議員からも話があったように、地域差があったり、それぞれの思いもあってなかなか難しいという部分はあるかもわかりませんが、積極的に地域に入ってきて、本当にこれからの高齢社会を支えていくためにはどうあるべきかという形でかかわっていただきたいというふうに思います。

生活支援コーディネータは圏域で1人ということなんですけれど、私としてはもう一人必要ではないかなというふうに思いますが、そういうことについての見解と、第7期の事業計画についてですけど、国の方針の中で今後要支援1・2の介護給付が切られたように、今度は要介護1・2の訪問介護の切り下げ、あるいは福祉用具の貸与の縮小、そういうような方向性も出されております。そういう点はきちっと東員町での検証をしていただいて、本当に国の言うとおりにならない、そんな福祉事業計画というのを練り上げていただきたいというふうに思うわけです。

ぜひ今、部長は地域の皆さんのいろんな声を聞いていきます、住民や医療や施設代表で、この4月から検討委員会を立ち上げて練っていきますということをおっしゃってございまして、ホームページに載せたり、最終的にはパブリックコメントを求めていますよということをおっしゃってございましたが、これから団塊の世代もずっと増えてくるわけです。ですからもっと広範囲の皆さんの声をぜひ聞いていただきたいというふうに思います。これから介護保険の利用をしていく団塊の世代の皆さんの声、ありとあらゆるところで拾っていただきたいというふうに思います。

もちろん、今月には講演がありますということをおっしゃってございますが、果たしてどれだけの方が来ていただくのかなというふうな思いもありますので、その講演一つ一つを成功させるために行政がどういう手だてをとっていくのか、住民の皆さんにどう訴えていくのか、そういう姿勢をちょっとお願いしたいというふうに思います。

今3点申し上げましたけど、お願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

まず1点目の生活支援コーディネータ1名体制でやっておりますけれども、各自治会、23自治会ございますと、なかなか各地域、温度差もあるのは承知してございます。その中でも地域の中では立ち上がってくる所、これから検討する所、いろいろあろうかと思ひまして、その辺を踏まえて1名体制じゃなしに、社会福祉協議会の職員、サブ的な者をもう一人つけて行政の方もできる限り自治会の中へ入り込んでコーディネータと一緒に検討していきたいというふうに思っております。

また、第7期の計画策定に向けましては、今後国の動向等を踏まえて、かなりスケジュール的にもタイトなところもございまして、いろいろ基礎調査、アンケート調査、またサービス事業所等の意見を聞きながら計画策定をまいりたいと思っております。

そんな中でも当然地域支え合い活動をなさっていただいている方のご意見等も、どうしても身近なところのご意見を伺いながら、またシニアクラブ等のご意見も伺いながら策定をまいりたいというふうに考えてございます。

以上3点でございます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 2点目に入ります。最初に後期高齢者医療制度で低所得者の負担軽減のために、保険料を最大の9割軽減をしていました保険料軽減特例措置がありました。この4月から段階的に縮小・廃止される方針です。低年金などで保険料を払えない人は全国で約24万人、2015年度です。滞納を理由に国保のように短期証になった方は2万5,000人と増えていると報道されています。

このような状況であるにもかかわらず、低所得者などを対象にいたしました保険料軽減特例を縮小・廃止することは、保険料の滞納者が増え、長く治療を必要とする高齢者が医療にかかれない実態を心配するものです。

東員町においても平成28年度当初予算時に、対象者2,685人のうち軽減対象者は1,182人と、4割の方が特例を受けていました。特例の中で、この4月から所得割5割軽減を2割軽減に、2018年4月には廃止となります。また、75歳になる時点で子や夫に扶養されていた方も、この4月から均等割が段階的に縮小されると思ひます。低所得者に大変な負担となります。この件についての町民への情報提供や周知方法、実態についてお願いをいたします。

2点目は国保について。

高過ぎる国保料、滞納問題などのある中で、来年4月から県での広域化が行われようとしています。三重県の国保の被保険者は49万5,000人、これは2014年度末です。県民4人に1人が加入、滞納率は世帯比で18.8%、これは2015年6月11日現在、全国平均の16.7%を2.1%上回っています。現在県と24町の担当者が会議を重ね、準備をしていると思ひますが、どのような議論がされているのか、一切情報提供はありません。あと1年

です。保険料の仮算定などはどのようになっていますでしょうか。金額の提示でなくても結構です。何の指標を基に進めているのか、示してください。

町民は保険料が大変気になります。現在、一般会計から2,000万円の繰入れと基金の取崩しで大幅な保険料値上げにならないよう努力をいただいておりますが、広域化を機会に繰入れをやめれば大変な値上がりをする事になりますか。一般会計からの繰入れをこれまでどおり行い、払える国保料に抑えることができると考えますが、どうでしょうか。

生活部長の答弁を求めたいと思います。

○議長（鷲田 昭男君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 医療保険についてのご質問にお答え申し上げます。

後期高齢者医療制度発足時における保険料の激変緩和措置として実施されております保険料の軽減内容について、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、所得能力に応じた負担を求める観点から見直しされるものでございます。

後期高齢者医療の保険料は、加入者の所得に応じて計算される所得割額と均等割額の合計金額が保険料になりますが、見直しされる軽減内容は、基準所得金額が58万円以下の方は所得割額が5割軽減となっております。平成29年度には2割軽減に変更され、平成30年度からは軽減がなくなります。これに該当される対象者の方は222名でございます。

次に被用者保険の被用者であった方は均等割のみの保険料で9割の軽減がございます。平成29年度には7割軽減に変更され、平成30年度から5割軽減と変更されます。これに該当される対象者数は334名でございます。

次に平成30年度から実施される国民健康保険の制度改革についてのご質問でございますが、国民皆保険制度により市町村が運営する国民健康保険事業は、農業を営んでいる方、自営業の方、会社を退職された方などが加入される制度です。近年は会社を退職された高齢者の方の加入割合が増加しており、こうした高齢者の多くは年金生活者であることから、所得水準も低く、1人当たりの医療費も高い状況でございます。

そのような中、国民健康保険の被保険者数の少ない小規模な市町村も全国的に多く、突発的な医療費負担に対応していく必要もあり、厳しい財政運営となっております。国はこの現状を踏まえ、国民皆保険制度を維持していくために今回の制度改革に至りました。

これまで県は主導的な立場でございましたが、平成30年度から県も保険者となり、財政運営の責任主体となります。県は必要な医療費の財源を確保し、その財源として、市町に応じた国保事業納付金及び標準保険料率を算出します。市町は指示された標準保険料率を参考に保険料率を決定することにより、国保加入者の方から保険料を徴収することになります。

現在、三重県において市町村の保険料の検討を行っておりますが、国保事業等算定システムの検証、県と市町村のあるべき負担のあり方についてを調整するもので、新制度における市町村の実際の負担を直接的に示すものは現在ございません。

本町における平成30年の国保事業納付金及び標準保険料率を決定するのは、平成29年12月末以降の予定となっております。

次に広域化の周知につきましては、平成28年7月号の国民健康保険だよりの中で掲載し、町のホームページについては具体的に掲載をさせていただいております。しかし今回の制度改革は、国民健康保険加入者の方のご理解が最も大切なことと認識しており、公表ができる時期になりましたら、三重県及び他市町とも連携して周知活動を行ってまいります。

また、一般会計からの繰入金についてでございますが、今回の制度改革で平成30年度から国からの追加の財政支援として、全国で毎年1,700億円を投入されることから、各市町村の実情に応じ、可能な限り計画的な解消、削減を求められております。

平成29年度予算案においても一般会計から保険料の軽減として2,000万円を繰り入れておりますが、今後計画的な見直しが必要かと考えております。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 後期高齢者の医療保険についてですけれど、5割と均等割の人数はお示しをされました。現状9割の方が7割という形になるわけですが、このあたりの人数についてはいかがでしょうか。やはりAさんBさんによっては、後期高齢者医療保険料というのが2倍、3倍になる方もあるように思います。いただく年金が上がっていただければいいんですけれど、毎年少しずつ減らされてきている現実がありますので、先ほど述べたように本当に医療にかかっている、医療を滞納することによって医療を受けることができない、そういう状況が出るような感じなんですけれど、そのあたり後期高齢者医療保険料の現状、今の中で本当に2倍、3倍になる方がどの人数あるのか、均等割9割軽減の方の人数をお示しいただきたいと思っております。

○議長（鷺田 昭男君） 中村光彦生活部参事。

○生活部参事（中村 光彦君） お答え申し上げます。

先ほど全体の人数はお示しさせていただきました。ただし今回の改正では、これまで通りの低所得者の方の軽減の措置は残っておりますので、9割軽減そのままの方で60名、あと9割軽減から8.5割軽減になる方で53名、9割からこちらの改正になってくると思うんですけど、9割から7割になる方で221名と想定しております。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 人数はわかりました。均等割りの9割の方については今、国の方も手をつけないでという形だというふうに思いますので、それについてはわかりました。でもどちらにいたしましても、来年度は後期高齢者医療保険料も改定時期になると思います。そのあたりについて、来年度はどのような保険料を考えていらっしゃるのか、お願いをしたいというふうに思います。

もう一点は、今、一般会計から2,000万円を国保会計の方へ繰入れをしていただいております。保険料の負担をなるべく皆さんにかからないようにという形で2,000万円入れていただいておりますが、先ほどの部長の答弁の中では、将来的には国の方針の中で繰入れもなくなるというのでしょうか、もっと減らしていかなきゃいけないということをおっしゃっ

たというふうに思いますが、現状、ずっと一定の基金があったんだけど、その基金を取り崩して今保険料の方に回してますよね。そうすると先ほどの納付金が足らなかったときには、例えば県が5円払ってくださいよとあって、皆さんから4円の保険料しか徴収できなかった、その1円分についてはどういう形で対応されますか。それが町民の保険料に返ってくるんじゃないですか。そのあたりについてお願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） まず繰入れの方でございますけれども、国保の方ですね、2,000万円、今年平成29年度も繰入れの予算案を出させていただいております。それは当然保険料の軽減に繋がるものというふうに考えております。

ただし、来年度から決定してます、全国的に1,700億円の国からの財政支援でございますけれども、その辺がどういう形で我々東員町に対して影響が出るかというのは、もうちょっと明確にはなっていないんですけども、その辺を見きわめながら、激変緩和も国なり県は対応するというふうに言っておりますので、その辺で調整をさせていただく分はございます。

あと、基金の分につきましても、当然一部財政的な広域化をされても、基金というものはどうしても必要になってくると思いますので、今ある水準ぐらいは基金として持っておいて、財政的な県への負担金の対応もその中でできれば、急激に明日から保険料を上げるということではできませんものですから、そういったような対応も進めて今後の我々市町に対する負担を見きわめながら、また県ともやりとりしながら、また地域格差のもっとないような制度にしてほしいというようなことも伝えながら進めてまいりたいと思います。

あとについては、また参事の方から回答させていただきます。

○議長（鷺田 昭男君） 中村光彦生活部参事。

○生活部参事（中村 光彦君） お答え申し上げます。

後期高齢者の平成30年度以降の保険料についてでございます。後期高齢者の保険料につきましては、2年ごとに保険料を更新させていただいております。本年度は平成28年度と同じ保険料率となっております。ただし平成30年、平成31年は平成29年度にこれまでの保険の医療費の推移、または伸び等を勘案して決めることとなりますので、こちらの方は後期高齢者医療の広域連合の方で私の方とともに検討していきたいと考えておりますので、よろしくご願いたします。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） この医療保険は後期高齢者医療にしる、国保にしる、本当に保険料がどのようになるかによって、私たちの生活といたしましうか、大変になったり、安堵感があったりするわけですので、やはり町民の皆さんにはホームページには載せてあるし、7月号で皆さんに提供しますよということですので、仕組みがこのように変わりますとか、金額は別にまだ今、保険料が決まっているわけではありませんので、仕組みとか、なぜこうなるのか、なっていくのか、町民の皆さんにとってのメリットは何なのか、やはりそのあたりはきちんと説明をしていただきたいというふうに思いますし、介護保険同様、やはり出かけていって



いただいて、皆さんにきちっとした説明をしていただきたいというふうに思います。

健康寿命は東員町、三重県下で高いですよ。じゃあその基にするものは何なのか。みんなが健康であれば医療費はなくて済むわけですので、そういうところも含めて、やはりもっと積極的に町民の皆さんに、いろんな問題提起も含めて、そういう行動をやっていききたいというふうに思いますが、そのあたりについて答弁をお願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 大崎議員言われるように、あと1年以内で県から負担の明確なものが示されてまいりますし、今後将来的な、もっと先は後期高齢者のように三重県全体が保険者となって国民健康保険法が動かせるところも踏まえて、段階的にいろんな町広報、またPRの方に努めさせていただきます。

また、答弁の中にも今なかったのですが、後期高齢者の方の軽減の変更につきましては、4月以降の通知、個々に保険料の軽減、こんなふうに変更しますというふうな、年3回ほど通知もさせていただきます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 後期高齢者の方は4月から保険料が変更になるわけですので、前もってきちっとした情報提供をしてあげるべきだというふうに思います。保険料が決まってから、えっこんなに、ということではだめだというふうに思いますので、そういうことも含めて、きちっとした行政としての役割を果たしていただきたいというふうに思います。

3点目にまいります。子育て世代の応援について。

1点目は、子どもの貧困が社会問題化する中、全国各地で就学援助の拡充や給食費・学用品などの無償化を求める運動が広がっています。以前から就学援助制度の入学時に支給される入学準備金、新入学児童生徒学用品を5月・6月支給から入学前に支給するよう要求してまいりました。

国会では共産党参議院議員が入学準備金の立て替えをしなくてすむよう、入学前の2月・3月に支給するよう要求をし、文科省の初等中等教育局長が児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知していると答弁しています。

近隣市町、四日市市、桑名市、木曽岬町、菰野町でも、また伊勢市でも実施予定です。一番お金が要る時期に支給するのが就学援助の値打ちだと考えるものです。ぜひ東員町でも入学前支給に切りかえることはできませんか。教育委員会の答弁を求めたいと思います。

2点目は、以前から子ども医療費の窓口無料化を要求してまいりました。答弁ではいつも一自治体では無理、県一本での実施が望ましいとの答弁です。東海地方では三重県のみが実施いたしておりません。ぜひ実施するよう、県への働きかけを強く求めます。県内では鈴鹿市、伊賀市、四日市市で未就学児の医療の窓口無料化が始まるようです。県内の動向と併せまして、町の考え方を生活福祉部長の答弁を求めたいと思います。

○議長（鷺田 昭男君） 小川増久教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小川 増久君） 子育て世代の応援についてのご質問のうち、私

からは就学援助費関係についてお答えいたします。

この就学援助の制度につきましては、経済的理由により就学が困難と認められる児童または生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的としておりまして、学期末ごとの年3回に分けて支給をいたしております。

本町では就学援助費のうち、新入学児童生徒の学用品費は、これまで入学後の7月に支給しておりましたが、入学時の保護者の皆様の負担軽減と本町の子育て世代への積極的な応援を図るため、平成30年4月から中学に入学予定の支給対象世帯には、入学前の3月に新入学生徒の学用品費を支給することに決定をいたしました。これに対応するための経費を平成29年度の新年度予算に計上させていただいておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鷺田 昭男君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 私からは2点目の子ども医療の窓口無料化のご質問にお答えさせていただきます。

子ども医療費助成は子どもの保健対策を充実し、子育て世帯の経済負担を軽減するため、三重県の福祉医療費助成制度を活用し、実施してきたところでございます。県内の動向としましては、3市が医療費の窓口無料化に向けて取り組まれております。平成29年4月からは鈴鹿市で、3歳までを対象に、10月には伊賀市で未就学児までを対象に、また四日市市は平成30年4月から未就学児を対象に実施される予定で、いずれの市におかれましても市内の医療機関に限り、窓口での無料化が行われる予定であるとのことです。

このような動きを踏まえ、三重県では福祉医療費助成制度について、県と市町において構成される福祉医療費助成制度改革検討委員会において市町の意向を確認し、今後の方向性を平成29年度前半に議論することとされております。

本町としましては町内に未就学児の方を対象にした医療機関が少ないことから、町単独で窓口無料化を進めるということは現時点では考えておりません。子ども医療費助成制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、県全体で統一した制度化が図られることが望ましいと考えております。福祉医療費助成制度の見直しの動向を注視しながら検討をまいりたいと考えております。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 就学援助費につきましては、来年度3月に新中学校1年生については支給をするということを決断していただきました。大変よかったというふうに思います。本当に子育て世代を応援をするということを、常に町長、教育長もおっしゃっておりますので、その手助けになればというふうに大変うれしく思っております。

その件につきまして、今回入学準備基金は随分大幅に単価がアップされたというふうに思うんですけど、その単価がアップされているのかどうなのかというのが、今、政府予算案でそういう提案がされておりますので、そういう情報が入っているのかどうなのかというのが一点

と、準要保護世帯の単価の引き上げというのについては考えていらっしゃるかどうかを、お願いをしたいというふうに思います。

それと子どもの窓口の無料化については、県の方で平成29年度の前半にそういう医療制度についての話し合いが始まっていくので、そこにいろんな意見を出していただきたいというふうに思いますので、その点についてもう一度お願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 小川増久教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小川 増久君） 準要保護の関係、ちょっとお答えさせていただきたいと思います。単価の値上げということをご質問いただいたんですが、今現在、私ども聞きしているのは、特に基準額は上がっておるということではなくて、中学生の場合で2万3,550円という入学用品費の支給額というふうに聞いております。

それと準要保護の値上げということもお尋ねいただいたんですが、それも基準額的には生活保護基準というような基がありまして、その基準に基づいて、例えば要保護世帯であれば1.3という基準がありまして、その基準数値は各市町で決定するというようになっておるんですが、これも引き続いて大体県下1.3という数字をどこの市町も使っておりますので、この基準率というんですか、それを引き続いて、基に決定させていただきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（鷺田 昭男君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 先ほどの答弁の中にありました福祉医療費の助成制度の改革検討委員会の方でございますけども、この辺につきましても今回質問もありましたし、地域の方、住民の方の要望もあります。その辺も踏まえて、もしできるのなら県全体で進めてほしいというような要望もうちの方で打ち出したいというふうに考えております。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 準要保護世帯については生活保護世帯の1.3倍ということで、松阪市の場合は1.4倍ということで、若干地域によっては違う部分もあるかというふうには思いますが、やはりそういう支援が必要な方には、きちっと調査をして支援をしていただきたいというふうに思います。

それと子どもの医療費の窓口化についてですけれども、1日も早く実現できるよう、県の方にきちっと声を届けていただきたいというふうに思います。県会では請願で採択はしておりますけれど、県として予算はついておりませんので、その点も踏まえてきちっと再度といたしましょうか、声を届けていただくようお願いをいたしまして、最後の質問に入りたいと思います。

障がい者の応援について。

障がいのある方は1つ、身体障がいのある方、2つ、知的障がいのある方、3つ、精神障がいのある方の3障がいがあります。精神障がいのある方の家族の方から桑名市のように助成をしてもらおうと助かります、何か利用する制度や支援策はありませんか、こういう相談を受けました。桑名市は2級の方にも助成をしています。東員町は県と同様に1級のみ支援です。身

体障がいのある方、知的障がいのある方同様に、支援を必要と考えている方にはきちっと支援をしたらどうでしょうか。精神障がいのある方にも、もっともっと支援が必要ではないかというふうに思うわけです。

そのあたりにつきまして、生活部長の答弁を求めたいと思います。

○議長（鷺田 昭男君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 精神障がい者の支援について、ご答弁させていただきます。

精神障がい者数は年々増加傾向にあり、平成28年12月現在で精神保健福祉手帳を所持されている方は101名で、内訳としましては1級の方が17名、2級の方が61名、3級の方が23名となっております。

支援につきましては、自立支援、医療費制度により、医療指定機関に精神疾患の治療のため通院された方を対象に、その費用を県が負担する制度でございまして、原則本人が1割負担ありますが、一定の要件により負担上限額が設けられております。また、県の福祉医療助成制度に基づく障がい者医療費助成において、精神障がい者1級の方へ自立支援医療費制度を除いた通院の医療費の自己負担も助成させていただいております。

医療費以外については、障がい者総合支援法による相談支援体制に沿ったサービスの提供を行っており、就労支援や自立訓練など、自立に向けた支援を実施しております。

また第4期障がい福祉計画にもありますように、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向け、桑員圏域でも取り組んでございまして、医療機関やサービス提供機関と連携し、精神障がいの方が生活しやすい地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 精神障がいのある方の人数は把握できました。障がい者の福祉計画というのが来年度から次の計画に入るように思うんですけど、その点について、もう少し精神の皆さんへの項目といたしまししょうか、施策というのが必要ではないかというふうに思うんですけど、そのあたりの考えについてお願いをしたいというふうに思います。

○議長（鷺田 昭男君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下文丈君） お答え申し上げます。

来年度、障がい福祉計画を策定するという事で計画してございます。現時点までは第4期の障がい福祉計画となっております、この平成29年度が最終年度という形となっております。

計画の中で重点的に取り組まなければいけない地域移行と申しますか、福祉施設から地域生活への移行、また入院中の精神障がい者の地域移行が大切ということになってございます。その辺も踏まえて策定に当たりまして、福祉医療の関係につきましても、様々な討議をいただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

今後策定の中で盛り込んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 平成29年度は、介護保険にしても、障がい者の福祉計画にいたしましても、町民の皆さんの声を聞いていただいたり、施設の皆さんや障がいをお持ちの方や介護保険を利用される皆さん、ありとあらゆる皆さんのお声を拾っていただいて、本当によりよい内容になるような計画というのを練っていただきたいというふうに思います。

それを利用しないけれど、元気な皆さんもこういう計画だったら本当にすばらしいとか、そういう内容になるような形で、皆さんの意見、みんなの声を聞くことは非常に難しいんですけど、ありとあらゆるチャンスを使って町民の皆さんの声を拾っていただきたいということを切にお願いをいたしまして、3月の一般質問を終わります。

ありがとうございました。